

広報

たかはま

主な
内容

- 5月20日(日) 市民行動の日 一斉清掃
- 市民予算枠事業
平成24年度採択結果をお知らせします
- 7月9日(月)より外国人住民登録制度が変わります
- 町内会に加入しましょう

2012
5 / 1
MAY
No.1170



各種相談

市長との対話日

5月11日(金)・6月1日(金) 午前9時～正午 市長応接室

※6月1日(金)の対話日は5月25日(金)までに、人事グループ(☎52-1111内線309)へ申し込んでください。

税務相談(税理士)

5月8日(火) 午後1時～3時 市役所市民相談室

※相続・贈与・不動産取得などに関する税一般。予約優先(☎52-1111内線264)です。

労働相談(西三河事務所職員)

5月9日(水) 午後1時～4時 市役所市民相談室

※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)

市民相談(市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所市民相談室

※市役所へのご意見・ご要望など。

日系人相談(ポルトガル語の分かる相談員)

午前8時30分～午後5時 市役所市民生活グループ
※庁舎内の案内、通訳など。

人権相談(人権擁護委員)

5月10日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室
※いじめ、虐待、差別などの人権問題。

行政相談(行政相談委員)

5月10日(木) 午後1時～3時 市役所市民相談室
※国、県、市などに対する苦情・要望など。

消費生活相談(消費生活相談員)

5月11日(金) 午後1時～4時 市役所市民相談室
※消費者トラブルの相談など。

教育相談

月～水 午前8時30分～午後4時30分

木・金 午前9時30分～午後1時

ほっとスペース(いきいき広場3階)

※事前にほっとスペース(☎53-5

101)または学校経営グループ(☎52-1111 内線345)へ申し込んでください。



たける
酒井 豪竜くん
(諭地町二丁目)

心配ごと相談(弁護士)

5月10日(木)・17日(木)

午後1時～3時45分 いきいき広場

※予約制。事前に、社会福祉協議会(☎52-2002)へ申し込んでください。

介護保険相談(介護保険グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場
(☎52-9871)

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9872)

※子どもと家庭の悩み事相談など。

母子自立支援相談(母子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場(☎52-9872)

※自立に必要な情報提供・指導・相談など。

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～5時

※予約制。事前にいきいき広場(☎52-9871)へ申し込んでください。

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場
(☎52-9610)

※障がい者の生活全般に関する相談など。

CALENDAR 5月 行事カレンダー

1	火	
2	水	
3	木	憲法記念日 タカラハマ物語フェスタ(株)ジェイテクト田戸岬工場)
4	金	みどりの日
5	土	こどもの日 図書館紙芝居の日
6	日	吉浜細工人形展 ~8日 人形小路花まつり
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	ベビーブックのひととき(高取公民館)
11	金	
12	土	トキの会のおはなし会(図書館) 学生服のリサイクル・回収(クリーンセンター) 高浜市議会報告会(中央公民館)
13	日	学生服のリサイクル・販売(クリーンセンター)
14	月	

人口と世帯数(平成24年4月1日現在)

■人口／45,901人 ■世帯数／17,604世帯

■男／23,789人 ■女／22,112人

15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	図書館紙芝居の日 たかはまおもちゃ病院開院日(高浜エコハウス)
20	日	市民行動の日「一斉清掃」
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

市民行動の日 一齊清掃

市民行動の日「一齊清掃」 特設ステーション

町内会名	特設ステーション
青木町	市役所西駐車場 高浜幼稚園南 老人ふれあいの家(宅老所「いっぷく」) かわら美術館東駐車場
碧海町	碧海グランド駐車場 高浜南部公民館西駐車場(二池町と合同) 港小学校正門(二池町と合同)
春日町	大山緑地北の橋 大山緑地駐車場 鈴木氷商店北防火水槽前
吳竹町	小中根公園 丸畠公園 吉浜保育園西駐車場
小池町	山田公園 小池グランド北分別収集拠点
沢渡町	平安堂北側(沢渡町町内会集会所前) さわたり夢広場
清水町	清水町防災倉庫前(池田橋から鮫川下流の清掃)
神明町	中部公園南駐車場 神明公園
豊田町	高取児童遊園 ペット&グリーンエキスポ高浜駐車場東寄り パレスアオイⅡ北側歩道
田戸町	東海児童センター 宝殿社南下広場 洲崎公園 宅老所「あっぽ」(旧南部保育園)
八幡町 新田町	大清水公園 八幡公園 大坪公園
稗田町	大三昧児童遊園 稗田会館前
二池町	サークルK二池町店横 二池会館前 高浜南部公民館西駐車場(碧海町と合同) 港小学校正門(碧海町と合同)
本郷町	本郷子ども広場南西角 火の見やぐら下
向山町	高取公民館南側駐車場 向山子ども広場
屋敷町	吉浜ふれあいプラザ前 吉浜公民館
湯山町	後世山公園 シルバー人材センター北駐車場 湯山公園 東中根児童遊園 葭池住宅ごみステーション
芳川町	竜田公園 蛇抜公園 神明社下県道名古屋・碧南線沿い
論地町	論地子ども広場 勤労青少年ホーム 秋葉社

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の「市民行動の日」として清掃活動を行います。

市民のみなさんの参加をお願いします。

とき 5月20日(日) 午前8時～9時

※小雨決行。大雨の場合は、中止します。

◆清掃場所と内容

- ①各家庭周辺から特設ステーションまでの生活道路に落ちているごみを拾います。家庭のごみは特設ステーションには絶対に出さないでください。
- ②各家庭周辺の側溝の泥上げも実施します。泥上げした泥は、回収車両が通ることができるよう道の端に固めておいてください。

※名鉄の線路敷地内へは、絶対に入らないこと。

◆田畠や空き地などの所有者・管理者の方にお願いします。

- ・日ごろから草刈りをするなど不法投棄をされないように努めてください。
- ・刈り取った草や回収した不法投棄ごみは、所有者または管理者の方で処分していただき、特設ステーションには出さないでください。

◆ごみの持込場所と時間

- ①拾ったごみは、午前8時から9時までに特設ステーションへ持参してください。
- ②特設ステーションには目印として「黄色いのぼり旗」を掲げています。
- ③拾ったごみは「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の3区分に仕分けてください。

◆ごみ袋

- ①ごみ拾い用のごみ袋は自由です。(各自でご用意ください)
- ②可燃ごみと不燃ごみに分けてください。

◆ごみ・泥の回収

集められたごみは、当日午前9時から、順次回収します。ごみ回収や泥上げ作業は、ボランティアの皆さんに協力をいただいて行っています。ごみ回収車両や泥上げ作業車が巡回してきましたら、車両への積載作業にご協力ください。

◆安全を第一に作業を実施してください

市民総参加のボランティア作業です。危険な作業は絶対にしないでください。

問合せ先

- ・ごみ回収作業 市役所市民生活グループ
☎52-1111(内線263)
- ・泥上げ作業 市役所都市整備グループ
☎52-1111(内線274)

まちづくり協議会の活動紹介

地域の課題や魅力は、地域に住んでいる人が一番よく知っています。そこで、高浜市では、それぞれの地域の特性をふまえながら、地域にとって一番ふさわしい方法で課題を解決していただき、元気で活力に満ちたまちづくりを推進するために「地域内分権」を進めてきました。その取組み内容や効果などをご紹介します。

いつまでも元気に若々しく!いきがい・健康づくり



南部まちづくり協議会では、主に男性シニア層を対象として「男のレスピ研究会」を月1回開催しています。老後、1人でも生活できるように…、冷蔵庫の残り物を活用したい…、料理をすることで脳を活性化させ、ボケ防止につなげたい…など、さまざまな効果を目指して活動中です。研究会メンバーが、自ら栽培している野菜を持ち寄ることも。研究会で鍛えた腕は、地域のイベントや宅老所などでも活かされ、1年の成果発表会も行っています。

平成24年度から、吉浜まち協でもスタート活動が広がっています。

吉浜まちづくり協議会では、「健康づくりは足腰を鍛えるところから」ということで、日常生活の中で身近な運動であるウォーキングを、月2回開催しています。毎回1時間程度、コースを変えて吉浜小学校区のいくつかのコースを歩くことで、地域の良いところを再発見できます。万歩計を利用した成果の確認や仲間同士のコミュニケーションを図りながら年1回、吉浜小学校区全域を歩くロングコースのウォーキング大会も実施しています。



高浜まちづくり協議会では、子どもたちとお年寄りが一緒に、将棋や折り紙、紙芝居などをして過ごす「おじいちゃん・おばあちゃんと遊ぼう教室」を、年1回開催しています。最近は、核家族化により、子どもとお年寄りが関わる機会が減っている中、世代間交流を図る貴重な機会となっています。3月に開催した教室では、頭や体を使ったゲーム、紙芝居などを行い、楽しく過ごしました。

南部まちづくり協議会、吉浜まちづくり協議会では、保育園の園児とお年寄りが一緒になって、農園での作物の栽培・収穫などを行っています。園児にとっては、食育や命の大切さを学ぶ機会となり、お年寄りにとっては、子どもたちとのふれあいや、体を動かすことで、楽しみ・生きがいにつながっています。

仲間と一緒に体を動かしたり、おしゃべりをしたり、子どもたちとふれあうことで、いきいきと楽しく生活ができ、心と体の健康につながっています。豊富な知識や技術を次世代に伝えていくためにも、いつまでも元気に活動していただけると良いですね。



まちづくり協議会 からのお知らせ



◆◆◆南部まちづくり協議会◆◆◆

◆チャレンジ就労支援講演会を開催します!

チャレンジド(障がいを持つことによって、挑戦する課題、使命を与えられた人)も、適切な支援があることで、就労の可能性が広がります。

と き 6月9日(土) 午後2時～

と こ ろ いきいき広場 いきいきホール

講 師 四王天正邦氏(株)伊勢丹ソレイユ社長

申込み先 カフェ&ベーカリーふるふる(☎52-7771)
南部まちづくり協議会(☎52-2123)

◆◆◆翼まちづくり協議会◆◆◆

◆5月から健康体操がスタート!

南部、吉浜、高浜まちづくり協議会で大好評の健康体操が、ついに、翼まちづくり協議会でもスタートします!音楽に合わせて、ストレッチ体操、筋力アップ体操などを行います。

みんなで楽しく体を動かして、体も心も健康になります!

問合せ先 翼まちづくり協議会(☎55-1822)

◆◆◆高取まちづくり協議会◆◆◆

◆「たかとりブルーパトロール隊」隊員募集中!

住宅侵入盗といった犯罪の未然防止や、まちの宝である子どもたちをさまざまな危険から守るために、昼間と夜間に青色パトカーでパトロールをしています。高取地区に住んでいる皆さん全体を“自分の家族”と捉え、“自分の家族”とまちの安全・安心を守るために、みんなで力を合わせていきませんか?詳しくは問い合わせください。

問合せ先 高取まちづくり協議会(☎55-3894)

◆◆◆吉浜まちづくり協議会◆◆◆

◆花の市を開催します!

人形小路の会主催の「人形小路花まつり」にあわせて、花の市を開催します。1週間後の「母の日」の準備にいかがですか?

と き 5月6日(日) 午前10時～午後4時

と こ ろ ふれあいプラザ北イベント広場

問合せ先 吉浜まちづくり協議会(☎52-1101)

*人形小路一帯では、市場、スタンプラリー、落語会など、さまざまな催し物が開催されます。ぜひご来場ください。

花まつりに関する問合せ 人形小路の会事務局(☎52-2808)

◆◆◆高浜まちづくり協議会◆◆◆

◆資源回収を行います!

子ども会と一緒に、地域・世代間交流を深めながら、資源回収を行います。ご協力お願いします。

青木町：5月12日(土)午前8時～ 雨天13日(日)

沢渡町：5月12日(土)午前9時～ 雨天13日(日)

稗田町：5月19日(土)午前8時～ 雨天20日(日)

春日町：5月20日(日)午前9時～ 雨天27日(日)

問合せ先 高浜まちづくり協議会(☎87-9112)

自治基本条例の紹介

～私たちの愛するまち高浜市を 未来へつなげていくために～

平成23年4月よりスタートしました「自治基本条例」。“高浜市のまちづくりはこう変わる! こう変える!”をテーマにご紹介していきます。



みんなで
力を合わせて
まちづくりを行うために、
分かりやすく、積極的に
情報を発信します!

条例の詳細については、
市公式ホームページのトップページ
「高浜市自治基本条例」をクリック!!

コラム⑧

第4条「まちづくりの基本原則」 ～Part3 情報共有～

【第4条】 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

(3)情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

★まちづくりは、まちの情報を知ることから始まります。

★「情報共有」とは、求めに応じて情報を提供するだけでなく、当事者や関係者には、特に集中的に密度の濃い、豊富な情報をお渡します。

★行政から一方的に、「広報やホームページに掲載した」「パンフレットを配布した」で終わるのではなく、積極的に地域の会合などに出向いて、分かりやすくお伝えします。

★市民の皆さんも、お互いに情報を提供しあい、共有しあいながら、まちづくりをしていくことが大切です。

問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線332)

市民予算枠事業 ○地域内分権推進型 ○協働推進型

平成24年度採択結果をお知らせします

市民の皆さんご、自らの地域の「どうしよう?」を解決し、「こうしたい!」を実現するための制度が「市民予算枠事業(協働推進型、地域内分権推進型)」です。

平成24年度は別表1、2の事業が採択され、実施されます。

問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111(内線365)

平成24年度市民予算枠事業(協働推進型)採択一覧

〈別表1〉

採択番号	事業名称	まちづくりパートナー (団体名)	内 容	評点	評定区分	平成24年度 事業費 (計画額)	平成24年度 交付金額
1	「美しい海をふたたび」事業 【再々提案1年目】	渡し場かもめ会	海の環境美化啓発、地域にある海岸の美化および住民間・世代間交流を図るため、芳川町海岸線全域の海岸清掃ならびに海に親しむイベントを実施。衣浦の海を巡る市町の団体とも交流して、みなとまちづくり活動の活性化の一翼を担う。	94.50	A	1,340,500	867,000
2	次世代子ども育成 事業きずな勉強会 【再々提案1年目】	高浜(まち)づくり市民会議	次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、児童心理などを学ぶ勉強会の開催や、中高生の企画立案によるイベントを実施する。CAP事業を組み入れ、子どもの人権啓発にも目を向ける。	95.14	A	1,120,000	1,000,000
3	沢渡ゆめクラブ・わいわい工房 【新規提案】	沢渡ゆめ クラブ・ わいわい 工房	地域住民の交流機会として地場産業の「瓦」で造形活動を行い、道路や公園、駅前を中心に飾ることでシンボリックな空間を生み出し地域に対する愛着を育てる。	71.50	B	1,165,000	800,000
4	こども・若者成長応援事業 【2年目】	高浜(まち)づくり市民会議	中高生を中心に、映画「タカラハマ物語」製作に関する企画・運営活動を行う。高浜市の魅力を発掘し、広く発信するための諸活動を通して、コミュニケーション能力や自ら考えて行動する心を醸成する。	99.57	A	1,500,000	1,000,000
5	頑張れみんなの消防団!応援事業 【2年目】	高浜市消防団もりあげ隊	地域住民へ消防団活動を紹介することで、より理解を深めてもらい、消防団の活性化と地域防災力の一層の強化を図ることを目的とする。具体的には、親子向けの消防体験などを通し、「みんなのまちは、みんなで守る」という消防、地域防災への関心を高めるとともに、将来のまちづくりを担う人材づくりのきっかけを提供する。	100	A	1,020,140	1,000,000
計						6,145,640	4,667,000

市民予算枠事業(協働推進型)の採択に係る評定区分表

評定	評 点	算定基準
A	80点以上	交付対象経費の10分の10の額
B	60点以上80点未満	交付対象経費の10分の8の額
C	50点以上60点未満	交付対象経費の10分5の額
D	50点未満	不採択



平成24年度 市民予算枠事業(地域内分権推進型)採択一覧

〈別表2〉

	提案番号	事業名称	提案者	内 容	交付金額	採択番号
港小学校区	港小学校区1	高浜南部まちづくり協議会活動事業	NPO法人高浜南部まちづくり協議会	地域計画の港小学校区の将来像「ふれあいのある心豊かなまち」を実現するため、チャレンジの自立支援、介護予防、子どもの健全育成、防災防犯活動などを行う。	8,567,000	1
	港小学校区2	1.おやじの会ふれあい事業 2.学区内防犯パトロール事業 3.市内緊急時メール連絡システム運用事業	港小学校区おやじの会	港小学校区の「青少年育成・教育環境の整備」を推進するために、親子や地域の方々が手軽にふれあえる場を提供するとともに、防犯パトロールや不審者情報の配信などをを行う。	1,609,000	6
吉浜小学校区	吉浜小学校区1	吉浜まちづくり協議会活動事業	吉浜まちづくり協議会	環境保全の推進、防犯・防災対策、子どもの健全育成、高齢者のいきがい創出、伝統文化の発展に関する事業といった、地域の課題解決と長所を伸ばし、育むために地域住民および各種団体が互いに協議・調整し、協働することで、吉浜小学校区地域計画に掲げた将来像「誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまち」の実現を目指す。	7,875,000	2
	吉浜小学校区2	人形小路の我がまち魅力向上事業	人形小路の会	郷土が誇る伝統芸能である「吉浜細工人形」(愛知県無形文化財指定)を永く継承、発展させる活動を通じて、住民の地域に対する誇りおよび魅力を高められるようにする。人形小路の景観整備などを通じて、地域の魅力向上に寄与する。人形小路並びに吉浜細工人形を普及させるため、「花まつり」や「菊まつり」など四季折々のイベントなどを開催する。人形小路を市内外へ積極的にPRし、地域への集客力向上を図るとともに、来訪者を商店へつなげるなど、地域における商業振興の実現を図る。	4,000,000	7
翼小学校区	翼小学校区1	翼まちづくり協議会活動事業	翼まちづくり協議会	地域計画の翼小学校区の将来像「安心・安全に暮らせる町 翼」を実現するため、防犯・防災活動、防犯力・コミュニケーション向上事業など、地域の課題解決に向けた自ら活動を行う。	5,433,000	3
	翼小学校区2	湯山公園づくりと地域のふれあい事業	湯山クラブ	湯山公園づくりをさらに進め、親しみあふれる「交流と憩いの場」とするため、公園の清掃、防災訓練、世代間交流、花壇づくり、グラウンドゴルフなどを通じて交流を進め、地域の絆を深める。	583,000	8
	翼小学校区3	1.どろんこ祭りin翼 2.ふれあい地引網 3.翼テント村 4.RR(レスキューポット)グランプリ 5.餅つき・グラウンドゴルフ大会 6.ふれあい清掃活動	飛翔の会	地域と連携したふれあい事業を通じて、子どもたちに多くの出会いを体験させ、大人同士知り合いを増やし、地域ぐるみでたくましく心豊かな次代を担う子どもたちの健全な育成を目的とする。	1,550,000	9
高取小学校区	高取小学校区1	高取まちづくり協議会活動事業	高取まちづくり協議会	高取小学校区の将来像「心ふれあう安全・安心なまち」を実現するため、防犯事業、防災事業、環境美化事業、稗田川花と緑の公園事業、あいさつ・声かけ事業など、地域の課題解決に向けた自ら活動を行う。	7,408,000	4
	高取小学校区2	たかとり納涼夏祭り事業	高取公民館	さまざまな年代の地域住民が「参加する」「見る」「支える」といった視点から連携し合い、魅力あふれる地域交流の場を創出することを目的に実施する。「環境学習」「防災・防犯活動」「異世代・異文化交流」を機軸としたコミュニティ「学区内大家族」を築き、「高取の新たな地域文化の創造」と「郷土意識の涵養」を図る。	1,250,000	10
	高取小学校区3	ホタルの飛翔復活事業	清水町内会	神楽山上部の遊歩道に併設される、ホタル水路、川遊び水路、せせらぎ水路を活用し、ホタル鑑賞、魚とり、川遊びなどができる場所づくりを行い、高取学区全域、隣接他市町との世代間交流を通じて、地域の更なる発展と次世代に渡せる自然環境をつくりあげる。	630,000	11
	高取小学校区4	「地域の絆」向上事業	清水町内会	鮫川浄化活動や鮫川まつり、手づくり公園(からす山)の緑化活動などを通じて、子どもから高齢者まで、さまざまな住民、団体が連携しあうことにより、高取学区内の住民の絆を深める。	634,000	12
高浜小学校区	高浜小学校区1	高浜まちづくり協議会活動事業	高浜まちづくり協議会	住民が互いに協力し、絆深め合い事業、地域の「茶の間」運営事業、大山魅力アップ事業、わがまち自慢事業など地域共通の課題の解決に努める事業を実施することにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、豊かな絆を結び、安全・安心なまちづくりを推進する。	7,820,000	5
	高浜小学校区2	大山緑地地域ねこ活動事業	春日町	大山緑地に相当数生息する野良猫の繁殖を防止するとともに、「地域ねこ活動」を通じて近年希薄になっている地域住民同士のコミュニティを強化する。公園内の糞の片付けと清掃にも努め、猫問題の平和的な解決と公園の美化を目指すことを目的とする。	237,000	13
	高浜小学校区3	3世代交流事業	高浜小学校PTA	高浜小学校を拠点に3世代間交流ができる交流事業を開催することにより、地域住民同士の絆が生まれ、地域住民が一丸となって地域の子どもたちの健全な育成を目指すことを目的とする。	500,000	14
					計	48,096,000

情報ファイル



住民

7月9日(月)より
外国人住民登録制度が
変わります

外国人登録法が廃止され、外国人住民の方の住民基本台帳制度がスタートします

(②) 作成された「仮住民票」を郵報をもとに「仮住民票」を作成します。

(③) 仮住民票の記載が実情と異なる場合は、市役所の窓口で外国人登録の変更・訂正の申請をしてください。「仮住民票」を修正します。

(④) 7月9日(月)に「仮住民票」が「住民票」になります。

※正確な住民票を作成するため
に、氏名、居住地、在留資格
などに変更があった場合に
は、かならず市町村での手続
きを行ってください。

※在留期間の更新の手続きを忘
れている方は、速やかに入国
管理局で手続きを行ってくだ
さい。



218) 52-1111 (內線 214

問合せ先

<http://www.immi-mojo.jp/index.html>
http://www.immi-mojo.jp/newimmiacl_2/index.html
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zaiyu.html

※語しくは 法務省および総務省のホームページをご覧ください。

さい

※3か月以下の在留期間の方、
短期滞在者、在留資格がない

市内には、18の町内会があります。
町内会長を中心に防犯パトロール・防災訓練・町内会まつりなどさまざまな活動が行われるとともに、有事の際には地域の支援活動の要となります。

あなたも町内会に加入して、活動に参加しましょ。

問合せ先　岡地域政策グループ

☎ 52-1111 (内線366)

町内会に加入しましょう

平成24年度 町内会会長名簿 (敬称略)			※町内会の50音順
町内会	氏 名	住 所	
青木町	神 谷 純 一	高浜市青木町九丁目3番地12	
碧海町	福 島 伸 一 郎	高浜市碧海町五丁目1番地24	
春日町	小 久 保 悅 史	高浜市春日町三丁目8番地16	
吳竹町	鈴 木 幹 男	高浜市吳竹町三丁目5番地16	
小池町	古 橋 力	高浜市小池町四丁目3番地3	
沢渡町	杉 浦 成 信	高浜市沢渡町一丁目5番地5	
清水町	青 山 光 博	高浜市清水町六丁目2番地10	
神明町・豊田町	深 谷 瞳 治	高浜市神明町六丁目2番地51	
田戸町	水 野 輝 久	高浜市田戸町三丁目7番地10	
八幡町・新田町	内 藤 和 幸	高浜市八幡町四丁目6番地13	
稗田町	中 村 眺 清	高浜市稗田町六丁目3番地1	
二池町	神 谷 鎧	高浜市二池町二丁目3番地32	
本郷町	野 々 山 安 清	高浜市本郷町五丁目3番地1	
向山町	丸 木 久 芳	高浜市向山町五丁目5番地16	
屋敷町	内 藤 隆 久	高浜市屋敷町二丁目8番地27	
湯山町	神 谷 巧	高浜市湯山町四丁目16番地13	
芳川町	筒 井 末 雄	高浜市芳川町三丁目7番地38	
論地町	杉 浦 祐 文	高浜市論地町二丁目6番地11	

高浜市議会主催

高浜市議会報告会 開催

とき 5月12日(土) 開会／午後2時(開場／午後1時30分)
閉会／午後4時

ところ 中央公民館3階大会議室

内容 · 3月定例会で審議された内容などの報告をします。
· 高浜市議会の改革に関して参加者の皆さんから意見をいただきます。

参加者の皆さんから意見をいただき、今後の高浜市議会の運営が、より一層、市民の皆さんに役立てていただけるよう開催いたしますので、多数のご参加をお待ちしています。

問合せ先 市議会事務局 ☎52-1111(内線336)



問合せ先
西三河県税事務所自動車税グループ
☎0564-27-2712

なお、名義変更・廃車などの手続きをほかの人に依頼した場合は、それの手続が3月末日までに行われていない可能性がありますので、早めに確認してください。

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(木)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで

納めてください。

と

当時の保険料と加算額が、追

納額になります。希望する方は

早めに申請をしてください。

学生特例制度は、学生期間は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例制度は、学生期間

間は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例制度は、学生期間

間は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

問合せ先
市民窓口グループ
☎52-1111(内線216)

申請に必要なもの
印鑑
・ 学生証のコピー(有効期限の記載面含む)

対象者 20歳以上の学生で本人の前年所得が118万円以下の方
特例期間の取り扱い 特例期間に障がいになった場合、障がいの程度に応じて学生納付

障害基礎年金の受給対象になります。学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、受給額には反映されません。

国民年金保険料
学生納付特例の
申請はお済みですか

お願い

平成24年度
日本赤十字社
社資募集(日赤資金)
について

◆今年度より日赤社資募集方法が変わります

昨年までは「社員証」の配付により社資募集をお願いしていましたが、今年度から2枚複写の「赤十字社員加入/寄付申込書」による募集に変更します。

◆平成24年度社資募集目標額

高浜市 3,147,000円(平成23年度目標額 3,251,000円 実績 3,170,140円)

※社資の募集は、町内会加入世帯の方へは、町内会の班長から「赤十字社員加入/寄付申込書」を配付します。町内会未加入世帯の方で協力をいただける場合は、下記問合せ先まで連絡をお願いします。

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ 日赤高浜市地区事務局 ☎52-9871

図書館情報

❖紙芝居の日

とき 5月5日(土)、19日(土)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ
読み手 土ようおはなし会

❖トキの会のおはなし会

とき 5月12日(土) 午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ
読み手 トキの会

❖高浜ふるさと講座(第4回)

とき 6月16日(土) 午前10時～11時30分
ところ 図書館郷土資料館
講師 日吉康浩(市役所文化スポーツグループ主事)、浅井亜矢子(図書館サブチーフ)
内容 高浜市内に残る戦争遺跡と郷土食としての鶏めしについての講座
対象・定員 一般30人
参加費 無料
申込方法 5月7日(月)より直接または電話で申込



❖英語であそぼう

とき 5月26日(土) 午後3時～4時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
講師 中川梨紗氏
内容 英語絵本の読み聞かせやゲームなど
対象 幼児～小学生とその保護者
定員 なし
参加費 無料
申込方法 5月7日(月)より直接または電話で申込



❖えほんの森

読書相談やおはなし会を開催しています。お気軽にご利用ください。
・月曜日 午後1時～4時(児童向けおはなし会)
・水曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・金曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向けおはなし会)
・土曜日 午前9時30分～午後0時30分(児童向けおはなし会)
対象 「えほんの森」利用者 **読み手** 読書アドバイザー

❖赤ちゃんおはなし会 「あんよ☆あんよ」

とき 5月7日、14日、21日、28日(毎週月曜日) 午前10時30分～11時
ところ 高取公民館図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 0歳～3歳児とその保護者
読み手 図書館スタッフ

❖みんなのおはなし会 「よむ♪よむ」

とき 5月20日(日) 午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 幼児～小学生とその保護者
読み手 図書館スタッフ

問合せ先 図書館☎52-0240

5月の休館日

1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火)



❖蔵書点検のお知らせ

6月1日(金)～10日(日)の間、本館・高取・吉浜図書室は蔵書点検のため10日間休館します。それに伴い、各施設での「いつでもどこでも図書館」の予約本の受け取りが蔵書点検後となりますので、ご注意ください。
※期間中の本の返却は、本館の返却ポストをご利用ください。

❖ベビーブックのひととき

とき 5月10日(木) 午前10時30分～11時30分
ところ 高取公民館図書室
内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、簡単な工作、読書相談
対象 0～2歳児と保護者
読み手 マザリーズ

❖吉浜おはなし タッチ

とき 5月9日(水) 午後2時30分～3時
ところ 吉浜公民館図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介など
対象 乳幼児～幼児とその保護者
読み手 図書館スタッフ

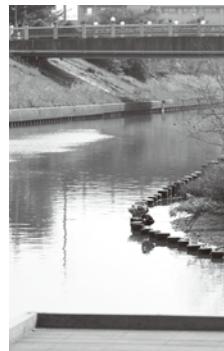
児童センター

運動会

材料費	100円
対象・定員	計20人
ところ	中央児童センター
分	一部

五平餅を作ろう

とき	5月19日(土)
分	午前10時40分～11時30分
一部	午前9時30分～10時20分
二部	午前10時40分～11時30分
対象・定員	小学生各部10人



☎ 52-3014

問合せ先
東海児童センター

申込期間・方法
5月7日(月)～14日(月)までに、参加費を添えて東海児童センターへ直接申込

内容
2チーム対抗で行い、賞品をゲット

申込期間・方法
5月7日(月)～14日(月)までに、参加費を添えて東海児童センターへ直接申込

内容
午前9時から申込受付開始。
※定員になりしだい締切。

とき 5月19日(土) 午前10時～11時30分
対象・定員 小学生20人
参加費 100円

ところ 東海児童センター

運動会

内容 棒に御飯をつけて焼き、甘味噌のたれをつけて食べる

申込期間・方法 5月7日(月)～14日(月)に、材料費を添えて中央児童センターへ直接申込

※午前9時から申込受付開始。
※定員になりしだい締切。

問合せ先
中央児童センター

危険物取扱者 保安講習会



※5月14日(月)から申請書を配布。
知県証紙により納付

受講手数料 4,700円 (愛知県証紙により郵送)
受付方法 受付期間内に所定の封筒により郵送

問合せ先
・(社)愛知県危険物安全協会連合会
☎ 052-961-6623
・衣浦東部広域連合消防局予防課危険物係
☎ 63-0137

とき	5月19日(土)
午前	11時30分
車場	高取公民館駐
対象・定員	小学生20人
内容	クイズを解きながら川のみちを歩く
申込期間・方法	5月7日(月)～14日(月)までに翼児童センターへ直接申込
問合せ先	翼児童センター ☎ 54-2833

とき	5月19日(土)
午前	10時～11時30分
集合・解散場所	高取公民館駐
対象・定員	小学生20人
内容	クイズで歩こう川のみちを歩く
申込期間・方法	5月7日(月)～14日(月)までに翼児童センターへ直接申込
問合せ先	翼児童センター ☎ 54-2833

講習日	開催会場	講習種別			受付期間
		給油取扱所	特定事業所	一般	
6月25日(月)	ウィルあいち	午前		午後	5月14日(月)～31日(木)
26日(火)	//	午後		午前	
27日(水)	//		午後	午前	
28日(木)	//			午前・午後	
29日(金)	//	午後		午前	
7月2日(月)	//		午前	午後	
3日(火)	//			午前・午後	
4日(水)	//	午前		午後	
6日(金)	稻沢市民会館	午前		午後	
12日(木)	ライフポートとよはし	午後		午前	
18日(水)	高浜市立中央公民館	午後		午前	
20日(金)	刈谷市産業振興センター	午前		午後	
27日(金)	大府市勤労文化会館		午前	午後	

図書館だより あなたのおうちの鶏めしレシピ

6月16日(土)の「高浜ふるさと講座(第4回)」に合わせて、皆さんの鶏めしレシピを募集しています。

募集内容 ①あなたのおうちでの鶏めしのよびかた
②鶏めしを作るために用意するもの(材料・道具など)
③あなたのおうちでの鶏めしの作り方
④鶏めし、鶏卵にまつわる思い出、エピソード

募集期限 5月31日(木)まで

応募方法 募集チラシ裏の回答用紙に記入のうえ、図書館、高取図書室、吉浜公民館、市役所スポーツグループ、かわら美術館、吉浜ふれあいプラザ、いきいき広場、中央公民館の回収箱へ提出

※回収した鶏めしレシピと個人情報は、鶏めしの調査以外には使用しません。

問合せ先 図書館 ☎ 52-0240



日	日時	費	費用
場	場所	催	主催
内	内容	他	その他
募	募集対象・人数	申	申込先・申込方法
持	持ち物	問	問合せ先

歯科医師会協力 第20回 よい子の歯を守る日

日 6月3日(日)
受付 午前9時15分～11時15分
※予約受付順に当日の受付時間を決定。
場 保健センター
募 満3歳以上で就学前のお子さん
(平成18年4月2日～平成21年5月31日生まれ)
200人(保護者は100人まで)
※むし歯の有無に関係なく参加できます。
内 歯科健診・歯科相談・フッ化物歯面塗布・歯みがき指導・染め出し
※終了次第、帰宅できます。
費 無料
持 歯ブラシ・タオル
申 5月14日(月)より電話もしくは直接、保健福祉グループへ申込
※定員になりしだい締切。
他 車でお越しの方は、刈谷豊田総合病院高浜分院または中央公民館(市民センター)駐車場をご利用ください。
問 いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871



スタイルアップ講座

シリーズ4回を通して、スタイルアップを目指します。1回のみの参加も可能です。

日 内

- ①5月20日(日) 午前8時
稗田川沿いをウォーキング
- ②6月10日(日) 午前8時
稗田川沿いをウォーキング
- ③7月8日(日) 午前9時
姿勢改善の体操
- ④9月9日(日) 午前9時
調理実習

※ウォーキングは雨天中止。

場

- ①②JA中央高取支店集合
- ③④いきいき広場

募 市民20人程度

費 無料(調理実習のみ材料費300円が必要)

申 5月14日(月)までに保健福祉グループへ申込

催 健康づくり推進委員ひがしグループ

問 いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871

ベビーマッサージ＆ママ体操

ベビーマッサージは、赤ちゃんとお母さんお互いの情緒を安定させ、信頼感を深めたり、免疫機能がアップします。

募 ①1歳未満のお子さんとお母さん

②1歳～3歳未満のお子さんとお母さん
各10組(先着順)

日 ①6月4日(月)
②6月11日(月)
午前10時30分～正午

場 高浜ふれあいプラザ

内 ハンドマッサージ、ベビーヨガ、親子で遊びながらママのシェイプアップなど

費 500円(材料費)

申 電話かファックス、メールで氏名、住所、電話番号、お子さんの月齢を添えて申込

申 **問** 高浜まちづくり協議会
☎FAX 87-9112(午前9時～午後5時)

Eメール:hamapla@katch.ne.jp

パワーアップ教室参加者募集

音楽に合わせて筋力アップやシェイプアップ体操などを行う自主活動です。

筋力が落ちてきた方、シェイプアップをしたい方、楽しく身体を動かしましょう。

日 5月～平成25年3月 原則第2・4木曜日
午前9時30分～10時30分

場 翼まちづくり協議会

募 市民20人程度

※申込者多数の場合、定員枠の拡大あり。

費 無料

申 翼まちづくり協議会へ電話で申込

他 人数に余裕がある場合、6月以降も随時申込可。詳しくは問い合わせてください。

問 翼まちづくり協議会
☎55-1822

学生服のリサイクル

不用になった学生服の回収と販売を実施します。

◆ 不用学生服の回収

日 5月12日(土)

午前10時～午後3時

場 リサイクルプラザ

費 回収価格:学生服1点につき100円

◆ リサイクル学生服の販売

日 5月13日(日)

午前10時～正午

場 リサイクルプラザ

費 販売価格:学生服1点につき300円

問 リサイクルプラザ

☎53-5379
・高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会
☎52-6598





Após a data de 09/07/2012, caso for se mudar da Prefeitura Takahama para outras prefeituras, será necessário notificar a Prefeitura Takahama do domicílio atual e requerer o comprovante de mudança [Tenshutsu Shomeisho]. Após, deverá apresentar este comprovante na prefeitura onde irá residir juntamente com o Zairyu Card (ou o Gaikokujin Toroku Shomeisho) e efetuar os trâmites necessários.

※ Este trâmite será necessário também quando for sair do país.

•A validade do Gaikokujin Toroku Shomeisho atual

O Gaikokujin Toroku Shomeisho atual, terá a sua validade conforme discriminado na tabela abaixo. Até a data de expiração da validade, deverá efetuar o trâmite de emissão do Zairyu Card no Departamento de Controle da Imigração.

Pessoa alva		Prazo de validade
A pessoa com idade superior à 16 anos	Visto permanente	Até 08 de julho de 2015
	Outros vistos	Até a data de expiração da validade do visto ou até 08/07/2015, o qual for mais rápido.
A pessoa com idade inferior à 16 anos	Visto permanente	Até 08 de julho de 2015 ou até a data do aniversário de 16 anos, o qual for mais rápido.
	Outros vistos	Até a data de expiração da validade do visto ou até a data de aniversário de 16 anos, o qual for mais rápido.

•Sobre a descrição do nome usual [Tsushomei]

No atestado de residência [Juminhyo] constará a descrição o nome usual [Tsushomei](em kanji ou katakana), mas no Zairyu Card não será descrito.

•A pessoa alva do registro de residênte

A pessoa alva	Excluindo a pessoa de curta estadia como o turista, o estrangeiro que residir legalmente por mais de 3 meses e possua o endereço para registrar.
A pessoa que não pode ser registrado	A pessoa com qualificação de permanência de curto período, a pessoa com o prazo de permanência inferior a 3 meses, a pessoa que não possui a qualificação de permanência (visto) e a pessoa com o visto vencido.

- Para podermos elaborar o registro de residente com os dados corretos, solicitamos que notifique sem falta à prefeitura quando surgir alterações no nome, no endereço domiciliar, no visto de permanência, etc.
 - Para a pessoa que se esqueceu de renovar o visto, deverá efetuar o trâmite de imediato junto ao Departamento de Controle da Imigração.

***Atenção!! Para quem não fizer os trâmites necessários, não será elaborado o registro de residente, não será emitido o atestado de residência e também poderá haver casos em que não possa usufruir dos serviços públicos, portanto exige-se muito cuidado.**

Exemplo: Não será emitido o atestado de residência ou o comprovante do registro do Inkan.

Não poderá registrar o Inkan

◎ Informações e mais detalhes no Home-page do Ministério dos Assuntos Internos e da Comunicação ou no Ministério da Justiça

Ministério dos Assuntos Internos e da Comunicação:

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c_gyousei/zairyu.html

http://www.soumu.go.jp/main_sousiki/jichii_gyouse

Ministério da Justiça, Departamento da Imigração:
http://www.immi.moj.gov.ip/newimmiact_1/index.html

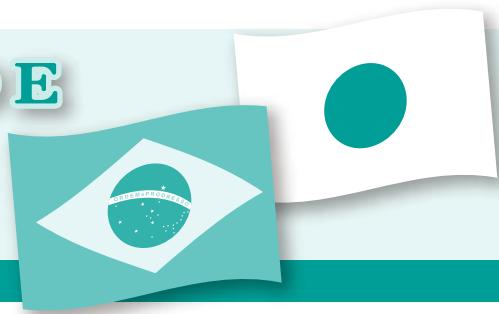
http://www.mmm-mmo.go.jp/newmimact_1/index.html

Centro de Informações para estrangeiros: 0370-013904
(Telefone IP ou PHS ou ligação internacional 03-5796-7112)

【Informações: Prefeitura Municipal de Takahama;
Depto. Civil: Enc. do Registro de Estrangeiro; Telefone 0566-52-1111】

PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



Aos estrangeiros residentes no Japão;

Em 09 de julho de 2012, irá alterar o sistema de registro dos estrangeiros! 7月9日より外国人住民登録制度が変わります

—Será abolida a Lei do registro de estrangeiro e os estrangeiros residentes serão alvos da Lei do registro básico de residentes—

- O atual atestado de residência [Gaikokujin Toroku Kisai Jiko Shomeisho] será substituído pelo [Juminhyo no Utsushi] igual ao dos japoneses. (Para a família composta por japoneses e estrangeiros, será possível ser emitido o atestado familiar com o nome de todos os membros familiares.)
- No caso de mudança para outra prefeitura, será necessário efetuar o trâmite da notificação de mudança [Tenshutsu Todoche] na prefeitura do domicílio atual, antes de se mudar.
- O cartão de registro de estrangeiro [Gaikokujin Toroku Shomeisho] será abolido e será emitido o cartão de permanência [Zairyu Card]

●Até a vigoração do registro de residente [Juminhyo]

- ①Na data de 07/ 05/ 2012, será elaborado o Registro Provisório de Residente [Kari Juminhyo] com os dados contidos no registro de estrangeiro.
- ②Após a sua elaboração, o registro provisório de residente será enviado à pessoa via correio e ao receber, favor averiguar os dados contidos.
- ③Caso os dados contidos no registro venha a diferir das condições reais, será necessário efetuar o trâmite de alteração ou correção dos dados do registro de estrangeiro na Prefeitura local. O registro provisório de residente será corrigido.
- ④Em 09/ 07/ 2012, o registro provisório passará a ser o Registro de Residente [Juminhyo]

●Não será mais emitido o atestado de residencia atual [Gaikokujin Toroku Kisai Jiko Shomeisho]

A partir da data de 09/ 07/ 2012, o atual atestado de residência será substituído pelo [Juminhyo no Utsushi] e será emitido pela prefeitura.

No atestado de residência [Juminhyo no Utsushi] não irá conter os dados como os antigos endereços, as alterações de nomes, a data de desembarque, etc. Caso tenha a necessidade destes dados (pode haver caso de necessitar no ato da venda do carro), deverá retirar o atestado de residência atual [Gaikokujin Toroku Kisai Jiko Shomeisho] na prefeitura local, até a data de 06/ 07/ 2012. Após a data de 09/ 07/ 2012, não será mais emitido na prefeitura, mas poderá solicitar diretamente no Ministério da Justiça de Tokyo.

●Locais onde deve fazer os trâmites do Zairyu Card e das a alterações

Local	Motivo e alterações
Departamento de controle da Imigração	Alterações do nome, data de nascimento, sexo, nacionalidade ou local de nascimento. Solicitações relacionadas à emissão do Zairyu Card (renovação do visto de permanência ou re-emissão do cartão, etc. Notificações relacionadas as alterações das instituições, órgãos ou relacionadas ao cônjuge (para quem possui o visto de qualificação de trabalho ou qualificação de estudante [Ryugaku] e quem possui o visto de qualificação de cônjuge).
Prefeituras	Alterações de endereço domiciliar, titular da família, grau de parentesco (há caso em que será necessário o documento que comprove a ligação familiar), etc.

Após a data de 09/ 07/ 2012, não será mais necessário efetuar o trâmite de alteração do visto ou do passaporte na prefeitura.

中学生とあかちゃん 親子のふれ愛交流事業

協力者親子募集



子育て応援団PamPamチャイルドでは、中学3年生の家庭科の授業の一環として、あかちゃん親子との交流の機会を提供しています。参加する中学生にとって、命つながりを実感できる貴重な機会になります。

今年度も事業を実施するにあたり、協力してくださるあかちゃん親子を募集します。ぜひご協力ください。

あかちゃんを通して人間関係の輪が広がるよう、お楽しみ企画などの交流の機会も用意しています。ママ友づくりにも活用してみませんか。

と き 5月～11月(計13回)

と こ ろ 高浜中学校、南中学校

内 容 中学生があかちゃんのお世話や遊び相手をします。保護者の方は、中学生を見守りながら、あかちゃんと接するポイントや子どもに対する思いを伝えてください。

募集対象 1歳未満のあかちゃんとその保護者の方30組程度

*兄弟で参加される場合は、1歳以上のお子さんもご参加いただけます。

*日程などの詳細については、申し込みいただいた方にEメールで連絡します。

申込方法 Eメールに次の内容を記入のうえ、主催者に直接申し込んでください。

- ①あかちゃんの名前、(同伴される兄弟がいらっしゃる場合は、その子の名前)
- ②あかちゃんの生年月日
- ③保護者の名前
- ④連絡先(Eメールアドレス、電話番号)

申込・問合せ先

子育て応援団PamPamチャイルド(古橋)

☎52-6598

Eメール／hidamari-house@katch.ne.jp

*折り返し、主催者から申込完了の確認メールを返信します。

参加した中学生の声

あかちゃんとめったにふれあう機会がないので緊張しました。子育ての大変なことや嬉しいことなどたくさん聞けて、ほんとによかったです。両親に感謝しなきゃいけないなと思いました。子どもができたら愛情こめて大切に育てたいです。

僕は流行の『イクメン』となり、すばらしいお父さんになりたいです。

あかちゃんが苦手だったけど、遊んでいるうちにかわいくなって楽しくなりました。子育てについて、楽しいことも大変なことも学びました。



協力者(ママ)の声

娘と2人、地域との交流を深める機会をいただき、彼女の成長発達においてもすばらしい機会となったこと、母として大変感謝し喜んでおります。

生徒さんの事前学習、準備の深さ、あかちゃんを楽しませてあげようという一人ひとりの意図を感じました。娘にもそれが伝わり交流に行くことが楽しみになったようです。

普段なにげなく我が子と接していましたが、生徒さんたちに質問されて改めて思い出し、子どもに対して見つめなおすよい機会になりました。

生徒さんの手作りおもちゃはかなり感動ものです! あかちゃんが遊んでくれるように工夫したり、喜ぶ姿を想像して作ってくれたんだろうな、と思うと嬉しいです。



子

育ち

育

子

て

支援情報

市役所こども育成グループから、
子育ち・子育て支援に関する情報を
毎月1日号で、お知らせします。

問合せ先 市役所こども育成グループ
☎52-1111(内線362)

No.84



K.I.さんからのエピソードです。

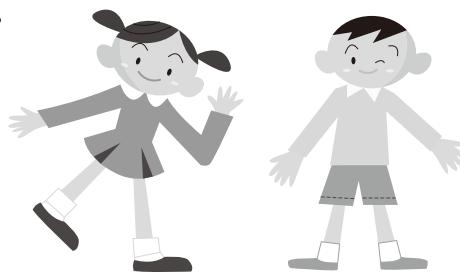
ニコニコは
「なかよくしよう」のあいすだよ

○5月5日～11日は○
児童福祉週間です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

高浜市でも、「たかはま子ども市民憲章」を制定し、子どもの権利について分かりやすく伝えるための取り組みを行っています。

この機会に子どもの権利や成長について考えてみましょう。



こども食育マスコットキャラクターのかわら食人力ワラッキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつの作り方の一部をご紹介します。ご家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんと一緒に作ってみてください。

◆春野菜の炒め物

材料(2人分)

豚肉60g、キャベツ80g、玉ねぎ40g、人参20g、アスパラ20g、生椎茸20g、油少々、醤油小さじ1、塩少々

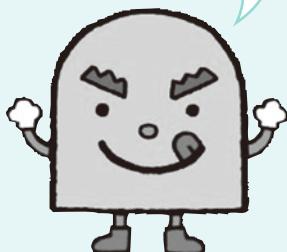
作り方

①豚肉は3cm幅に切る。キャベツはひと口大、玉ねぎはくし切り、人参は短冊切り、アスパラは斜め切り、生椎茸は薄切りにする。

②フライパンに油を熱し、豚肉、人参、玉ねぎ、キャベツ、生椎茸、アスパラの順に炒める。

③火が通ったら、醤油、塩で味をととのえる。

春のキャベツは夏秋のキャベツに比べてみずみずしくやわらかいよ。大きさの割に重いものがおいしいんだって。



人形小路花まつり

5月6日(日)から8日(火)まで柳池院と宝満寺で開催される「吉浜細工人形展」にあわせて、「人形小路花まつり」を開催します。

と き 5月6日(日) 午前10時～午後4時
と こ ろ 人形小路一帯 主 催 人形小路の会
共 催 吉浜まちづくり協議会・吉浜細工人形保存会
高浜市商工会
問合せ先 人形小路の会事務局 ☎52-2808



・イベント内容・

◆白象と金管バンドのパレード ※雨天中止

吉浜小学校金管バンドクラブの先導により、地元の子どもたちが白象の張りぼてを引いて人形小路を練り歩きます。

と き 午前10時15分ごろ(開会式終了後)～11時ごろ
コース JAあいち中央吉浜支店前→吉浜商店街→柳池院→宝満寺

◆花まつりを写す会

花まつりの会場内を自由に撮影していただきます。
優秀作品は後日表彰を行います。
受付 午前9時30分～10時 吉浜ふれあいプラザ
参加費 無料 ※作品応募要項は撮影会当日に配布。

◆人形小路俳句会

花まつりにちなんだ俳句を募集します。優秀作は後日表彰を行います。
募集期限 5月20日(日)
受付場所 吉浜ふれあいプラザ

◆おいでん市場

と こ ろ 人形小路仲平座(旧・仲平饅頭)東広場

◆JAあいち中央ふれあい市

と こ ろ JAあいち中央吉浜支店駐車場

◆よしはまふれあいフェスタ

と こ ろ イベント広場(吉浜ふれあいプラザ北)

◆スタンプレー

と き 正午～午後2時(ゴール受付締切)
受付場所 人形小路一番館(旧吉浜駐在所向かい)
特 典 全てのスタンプを集めた方(各日先着500人)に、人形小路商品券を進呈します。

◆花まつり落語会

と き 午前10時30分～／午後1時30分～
と こ ろ 人形小路仲平座(旧・仲平饅頭)
入場料 300円 ※前売券は吉浜ふれあいプラザ内「サロンぽっぽぽ」にて販売します。

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい！



編集・発行／高浜市役所地域政策グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。

表紙

消防団ニューフェイス 地域防災への貢献を誓う

4月8日、高浜中学校で高浜市消防団入退団式が行われ、新たな団員15人が代々受け継がれてきた法被に袖を通してました。式典では入団員代表の袴田優樹さんが地域の防災活動に尽力することを宣誓し、退団者よりバトンが受け継がれました。